

令和 7 年度第 7 回理事会（定例）

議 事 録

公益財団法人 東京都公園協会

令和7年度第7回理事会（定例）議事録

公益財団法人東京都公園協会

1 開催日時 令和8年3月26日（木） 15時02分から16時20分

2 開催場所 東京都公園協会本社10階A・B会議室

3 出席者

理事総数 11名

出席理事 8名（代表理事含む）

理事長 矢岡 俊樹

常務理事 笹沼 理成

常務理事 植村 敦子

理事 進士 五十八

理事 高梨 雅明

理事 谷川 真理

理事 羽生 冬佳

理事 本木 一彦

監事総数 2名

出席監事 2名

監事 斉藤 有

監事 島 博文

4 議長 理事長 矢岡 俊樹

5 決議事項 第1号議案 令和8年度事業計画（案）の承認について

第2号議案 令和8年度収支予算（案）並びに

令和8年度資金調達及び設備投資の見込み（案）の承認について

第3号議案 「財務会計規程」及び「特定費用準備資金等取扱規程」の
改正案の承認について

第4号議案 「事務局の組織に関する規程」の改正案の承認について

第5号議案 「給与規程」及び「就業規則」等の改正案の承認について

第6号議案 「退職給与金並びに死亡給与金支給規程」の改正案の承認について

6 報告事項 （1） 中期経営計画の改訂について

（2） 常勤理事の職務執行状況報告について

7 議事の経過の要領及びその結果

出席予定者が揃ったため定刻 2 分過ぎの 15 時 02 分に岡田総務課長（以下「事務局」という。）が開会の宣言を行い、矢岡理事長が開会にあたっての挨拶を行った。

議事にあたり、事務局が定款第 40 条に基づき、矢岡理事長が議長となる旨を宣べ、議事を開始した。

議長は、理事会の成立について事務局に報告を求めた。事務局は、理事会規則第 7 条に定める理事出席数を満たしているため、本理事会が有効に成立した旨を報告した。

議長は、議事録署名人について、事務局に説明を指示した。事務局は、定款第 44 条第 2 項に基づき、矢岡理事長、笹沼常務理事、斉藤監事、島監事の 4 名が議事録署名人となる旨を説明した。

（1）第 1 号議案 令和 8 年度事業計画（案）の承認について

（2）第 2 号議案 令和 8 年度収支予算（案）並びに

令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込み（案）の承認について

議長は、上記議案について関連があるため一括審議とし、事務局に説明を指示した。

城田総務部長より、第 1 号議案及び第 2 号議案の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。（以下、要旨）

【羽生理事】

第 2 号議案の収支予算（案）概要の対前年度主な増減要因について、収入・支出とも東京都からの受託事業（花と光のムーブメント）、東京都からの受託事業（その他）が減だが、これは総額が減らされたという意味か。

【城田総務部長】

今年度末で完了した受託事業が幾つかあり、それらが減っている。新たに事業無縁墳墓の改装が受託事業になり、別項目として追加した。

【羽生理事】

花と光のムーブメントは事業終了したということか。

【城田総務部長】

花と光のムーブメントは減少するため、予算が減額となった。

【羽生理事】

事業計画の概要（案）の重点戦略 1）公益事業の拡充・受託事業の推進・収益事業の強化、2）指定管理事業等の充実・深化について、公園整備や補修の推進や生物多様性保全の取組、あるいは樹木等の安全性、快適性という単語があり、やはり安全面、あるいは老朽化した施設のメンテナンスということとは重点戦略 1）、2）に記載されていると思うが説明の中で、そのような文言が見当たらない。例えば、1 ページ目の公 1 事業の普及・都民、総合カレッジ、サポーター基金事業はピンク色で塗られているが、1）公益事業の拡充、受託事業の推進で記載されている都市インフラとしての公園整備や補修の推進が読み取りにくい。また 2）では施設の安全性・快適性の向上が読み取れなかった。

事業計画書の印刷後に砦の倒木が起きたと推測するが、倒木について記載がない点が印象に残る。重要な事業であり、倒木が起きたので、事業として大きく記載すべきではないか。

また、現在中止している舟運事業が再開する際。従前のお台場浅草間で周航されると思うが荒川区の方まで延伸する可能性はあるか。荒川区民の方から、以前は周航していたという話を聞き、荒川遊園がリニューアルもしたこともあるため、水辺の活用という点から延伸を検討してほしい。

【城田総務部長】

点検などを含めた倒木対策関連は事業計画の概要（案）の維持・技術関連に分類した。適切な維持管理を行うための取組として、樹木点検の精度向上が必要であり、より高品質な維持管理をしていく取組は、令和 8 年度もしっかり進めていきたいと考えており、その点が伝わるよう、記載を工夫したい。

【荒川水辺事業部長】

航路について、従来の船は、基本 11 月まで運行していたが、11 月までの間においても、月に 1 回程度、ゆらり便と称し、両国を出発し、北側に向かい、荒川の岩淵水門で折り返し、荒川で下り、葛西に至るという 1 日がかりの航路を運航していた。

新しい防災船について、現在、習熟訓練などの準備を進めており水辺ラインならではの航路を準備すべく、調整を続けている。

【高梨理事】

砧公園の桜の大木の倒木に伴う事故は今後の公園緑地の管理運営の中で非常に大きな課題である。桜の木だけではなく、温暖化といった気候変動で頭のほうだけ成長して風が吹くと倒れてしまうというような現象も起こっており、公園緑地全体、街路樹は国交省道路局でどうするかという検討が進められている。

東京都の場合、都立公園ごとにパークマネジメントプランを行政側が作成する形で、それを実現するという観点も含め、公園協会や他の指定管理者が大きな役割を果たしていることになっているが、法的にはどういった役割分担でやっていくのかという点がポイントではないかという点が1つ。それと、事業計画書、19 ページに、善福寺川緑地の枯損木の記載があるが最低限、砧公園も加えなくてはいけないと思いますし、他公園もやっていかななくてはならないということで、充実させてほしい。

指定管理者としての責任と東京都公園管理者としての責任で、一番責任が重いのは東京都。所有者としての責任が一番大きいので、どのような協力体制でやっているのか。また、通常は行政であるため、被害が発生した時は国家賠償法で処理しなくてはならない。多分、現在は加入している保険で対応する形になっていると思うが、どのようにしているかを確認したい。

【久間公園事業部長】

このたびは本当に皆様にも御心配をかけまして、申し訳ありません。

高梨理事から質問がありました責任分担について回答いたします。公園協会は東京都から包括的な指定管理という形で受託をしており、契約の中で維持管理に関するリスク分担が決まっています。通常の維持管理で発生するようなものについては指定管理者が負うというリスク分担になっており、災害の場合については、東京都と協議をしながら対応するということになりますので、役割と事務分担は、協定の中で定め事故が発生した場合は東京都と綿密に御相談して対応を進めている。

2 点目の損害賠償については、公園協会として、園地で起こった事故に関する損害賠償の保険に加入している。お怪我された方の治療費、落枝などで壊れた車両や近隣家屋については、前述の保険対応しており、今年度も何件か処理を進めている。

【本木理事】

東京都から補足いたします。

このたび、砧公園に関して非常に御迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。今年度4 月位から倒木事故が多く発生をしております。通常の日常点検は年1 回、公園内の樹木を全て目視する形を取っていたが、今回は日常点検に加え、台風前に1 回、秋口に1 回と、通常よりもかなり綿密に

樹木点検を行ったが、報道に出ているように全体で85件ほど倒木事故が起きてしまった。

樹木の数が多過ぎるため、原因究明もなかなか追いついていかない。今回砦もそうだが、目視で分からない、触診でも分からないというような非常に難しい局面に来ており、東京都としては、来年度に人員を増やし、まずは点検の効率化を進める。色々な企業に協力いただき、AIの活用など別の手法で対応できないかという取組を始めている。数が多いため、まず危ない木を早く見つけ、そこに対してどう手を打てるのかという点を、人もお金も使いながら対応していきたい。とにかく公園は花を咲かせたり木を植えたりという点も大事だが、まずは安全であることが一番大事であるため、東京都としても、来年度を含めて、公園協会や指定管理者等も含めて、安全な公園をつくっていきたいと考えておりますので、また御指導いただければと思います。

【谷川理事】

水上バスの延伸を検討していただきたい。また、1日フリー券のようなものがあったら、もっと気軽に楽しめるのではないかな。

先ほど倒木の件について強風の時は職員の皆さんもやや早めに出てきていただいて、ちょっと周りを見ていただくとか、そんな工夫もしていただけるとありがたいと思う。

【荒川水辺事業部長】

御指摘のように、船について様々な利用ニーズがございます。そのような多くのお客ニーズに応えられるようにまた、そういったことが新たなインセンティブにもなるように運用を検討してまいります。

【谷川理事】

ペットも同伴できる形にしていきたい。

【荒川水辺事業部長】

ペットの同伴について、理事から昨年度も御提案いただいております。現時点では、基本的にペットも同伴できる方向で検討を進めている。ペットを同伴するに当たり、ケージを用意しなければならないため、船に置ける大きさなどを具体的に検討している。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(3) 第3号議案 「財務会計規程」及び「特定費用準備資金等取扱規程」の
改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。
説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(4) 第4号議案 「事務局の組織に関する規程」の改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。(以下、要旨)

【高梨理事】

南部エリア、北部エリアという概念はどのように規定されているのか。

【城田総務部長】

南部エリアや北部エリアというものは、公園協会が指定管理を受託する際のグループ分けに沿っている。北部エリアであれば、都市部の公園、北部グループで指定管理を獲得して受託した場合、当該グループに分類された業務を担当する組織という形で規定をしております。

今までは課レベルの組織ではなかったが今回、課レベルで組織改正することについて東京都で認められたため、課として組織する。

【高梨理事】

指定管理業務の発注の枠組みが変わると、組織も変わるのか。

【城田総務部長】

次期指定管理のときに、従前と同じグループで公募がされない形になれば、獲得した時に、組織を検討する必要があると考えている。

説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(5) 第5号議案 「給与規程」及び「就業規則」等の改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。
説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

(6) 第6号議案 「退職給与金並びに死亡給与金支給規程」の改正案の承認について

議長は、上記議案についての説明を事務局に指示し、城田総務部長より議案の説明がなされた。
説明後、議長がその賛否を諮ったところ、全員異議なく賛成したため、承認可決した。

8 報告事項

(1) 中期経営計画の改訂について

議長は、上記報告事項の説明を事務局に指示し、城田総務部長より報告事項の説明がなされた。

その後、質疑応答、意見交換があった。(以下、要旨)

【高梨理事】

生物多様性の保全、自然の適正な管理など、非常に重要なことで、ここ5年ぐらいで、ナラ枯れの話題などは丘陵地公園で非常に多かったが、最近山林火災が増加している。最近の公園を見ていると、山林火災的な観点が不足しているのではないかという面がある。東京は2月位大変な大風が吹く日があるため、防災の中に施設の防火だけでなく樹林地の防火という視点を考慮しながら進めていただければありがたい。

【城田総務部長】

公園協会は45公園、9庭園、8霊園、1葬儀所と管理しているが、特に1月・2月は乾燥して火事の危険性が非常に高いことから、点検を厳しく行っている。一時期は公園協会で管理している霊園において、火を使う機会が多い場所であるため、火災が起きることが度々発生しておりました。どのようにすれば防火できるかといった工夫も各霊園で知恵を出して対応しており、おかげさまで今年度は火災が発生せず、非常によかったなと思っているような状況。

公園については、都市公園と丘陵地公園でまたちょっと性質が違っていますが、それぞれ、まずそもそも火が起きないようにする対策と、火が出たらすぐ発見する点検という両面を一生懸命行っ

ている。

議長は、改めて全体を通して意見を徴取したが、特段の意見はなく、報告について了承された。

(2) 常勤理事の職務執行状況報告について

議長は、上記報告事項の説明を事務局に指示し、城田総務部長が令和7年4月から9月までの間の常勤理事の職務の執行状況について報告を行い、了承された。

議長は、全体を通して意見を徴取したが、特段の意見はなかった。

事務局が閉会の宣言を行い、閉会。

以上

16時20分終了

前記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、代表理事及び監事が記名押印する。

令和8年3月26日（木）

公益財団法人東京都公園協会

議 長 代表理事（理 事 長）

押印

矢 岡 俊 樹

代表理事（常務理事）

押印

笹 沼 理 成

監 事

押印

島 博 文

監 事

押印

斉 藤 有